

報道機関 各位

【新型コロナウイルス感染症関連情報】

2月7日(日)まで

市公共施設の利用を制限します

東久留米市では2月7日(日)まで、原則的に、午後8時以降の時間帯を含む利用枠の公共施設の利用を休止します。また、個人利用がある児童館、スポーツセンターなどについては午後8時閉館を原則とします。

その他、食事を伴う施設の利用は全ての時間帯で休止するとともに、調理室の貸し出しも同様に休止します。また、生涯学習センター大ホールの利用は、収容人員の2分の1までとします。

※詳細は市ホームページをご覧ください。

ページ名：市公共施設の利用制限およびキャンセル料等について

URL：<https://www.city.higashikurume.lg.jp/1014778/1015260/1014810.html>